

# 「東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2020 第 7 回 LIFE×DESIGN」 奈良県ブース出展者募集要領

## 1 概要

デザイン面や商品企画等で優れた商品を有するものの、首都圏での新規受注獲得や販路拡大等に苦慮している奈良県内の企業を支援するため、東京インターナショナル・ギフト・ショー春 2020 第 7 回 LIFE×DESIGN（株式会社ビジネスガイド社主催）における奈良県ブース（奈良県として統一したコンセプトを打ち出したもので、本県が主催者に出展申込みを行う（3 小間）。）に共同出展する奈良県内企業 6 者を募集する。

奈良県ブースの商品は、伝統的技術、奈良県産の原材料やバイヤーの関心を引く PR ポイントを備える優良な商品とすることで、来場者へのアピール及びブース全体での出展効果の向上を図る。

## 2 応募資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 奈良県内に本社又は事業所を置く企業（中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者）であって、法人にあつては主たる事業所が、個人にあつては住所地が奈良県内にあり、奈良県税の滞納がない者であること。
- (2) 過去に東京インターナショナル・ギフト・ショーの奈良県ブースに出展者として複数回参加したことがないこと。

## 3 応募条件

次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 出展する商品は、以下の①から④のすべての条件を満たすこと。
  - ① 自社で企画・生産（自社で企画を行っていけば、他社に生産委託している商品でも可）を行ったものであること。
  - ② 医薬品、農産・畜産・海産品及び食品（お酒、お茶、乾物その他常温で賞味期限 3 ヶ月以上のものを除く。）以外の一般消費財であること。
- (2) 出展にあたり、以下の①から③のすべての条件に従うこと。
  - ① 担当者（来場者への質問・製品説明、商談等に対応できる方）を常時 1 名以上ブースに配置すること。
  - ② 出展品の輸送、搬出入は各出展者が行うとともに、責任を持って展示品を管理すること。
  - ③ 本県及び主催者の指示に従い、出展に必要な準備等を行うこと。
- (3) 展示会出展後の成果報告として、以下の書類を本県に提出すること。
  - ① 展示会出展後アンケート（展示会出展 1 ヶ月後に本県が実施する。）
  - ② 展示会出展後の一定期間（原則 2 年間）における商談実績及び進捗状況の報告
- (4) 出展風景の撮影及びその映像を、広報活動用として本県ホームページその他の広報媒体に利用することに同意できること。

## 4 申込方法

- (1) 提出書類（提出部数：①、②、③は 10 部、その他の書類は 1 部ずつ）

- ①出展申込書（表紙）
- ②奈良県ブース出展申込書（本体）  
（出展品の写真及び、パンフレット又はカタログ等を含む。）  
※①・②は奈良県産業振興総合センターホームページからダウンロード可
- ③会社（事業所等）案内（経営理念、経営方針等が明記されているもの。）
- ④登記事項証明書（原本）〔個人の場合は開業届等の書類の写し等県内で事業を営んでいることがわかる書類〕
- ⑤直近2期の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）
- ⑥奈良県税（全税目）の滞納がないことの証明書（原本）  
※上記に掲げる書類のほか、本県が必要と認める書類があれば提出すること。

## （2）提出方法

事務局への持参又は郵送（提出先は、8（4）に記載。）

※持参の場合は、平日の9時から16時まで（12時から13時は除く。）。

※郵送の場合は、配達を証明できる方法によること。

## （3）提出期限

令和元年7月26日（金）16時まで（持参及び郵送ともに必着）

## （4）応募にあたっての注意事項

- ①申込書への記入漏れや提出書類に不備がある場合は、応募を受け付けない。
- ②特許権、実用新案権、意匠権、商標権などの産業財産権に関する責任、品質や安全性などの商品に関する責任は、応募者が負うものとする。
- ③一旦提出された書類は返却しない。

## 5 選考方法等

### （1）選考方法

本県事務局が提出書類の適否等の形式審査（一次審査）を行った後、本県が設置する選定委員会において出展申込者によるプレゼンテーションに基づく審査（二次審査）を実施し、6者を選定する（新規出展事業者分として3者、出展経験事業者分として3者を選定する予定。）。

なお、二次審査に当たり、事前に本県事務局によるヒアリング又は4（1）に規定するもの以外の書類の提出を出展申込者に求める場合がある。

### （2）選考基準

選考に当たっては、下記の3つの観点から総合的に判断する。

- ① 経営面
  - ・展示会出展へ向けた取り組み
  - ・展示会への出展体制（当日の人員など）
- ② 商品面（出展予定品）
  - ・奈良県産品としてアピールポイント
  - ・商品の創意工夫
  - ・商品の訴求力
- ③ 販売体制
  - ・売り込む市場とターゲットの明確化
  - ・売り込む市場の成長性
  - ・商品の特性を活かす販路開拓
  - ・展示会出展後の市場展開に向けた計画

### （3）プレゼンテーションの非公開

二次審査のプレゼンテーションは非公開で行う。

#### (4) 選考結果の通知等

選考結果は、本県事務局から各出展申込者に対し、郵送により通知する。また、選定した出展者については、本県のホームページで公表する。

#### 6 本県が負担する経費

本県が負担する出展にかかる経費は、次に示すとおりとする。

- ① 主催者に支払う出展料（小間料金等）
- ② 展示ブース装飾経費（県が装飾用として設置する什器備品類、電気代を含む。7①を除く）

※出展者が独自に持ち込む什器備品類は対象外とする。

※展示ブース装飾の仕様については本県が全て決定し、出展者が独自にブース装飾を行うことは出来ないものとする。

#### 7 出展者が負担する経費

- ① 展示ブース装飾に係る出展者負担経費（5万円）
- ② 出展に伴う展示物の運搬、搬出入費等
- ③ 出展に伴う出展者人件費、交通費、宿泊費等
- ④ 申込書類作成費等（登記書類、納税証明交付手数料等含む。）
- ⑤ その他個別に発生する経費等

#### 8 その他

##### (1) 応募資格の喪失

出展申込者が次のいずれかに該当する事由があると認められる時は、応募資格を失う。

- ① 出展申込者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 出展申込者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 出展申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、出展申込者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

##### (2) 出展資格の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合、出展資格を取り消すことがある。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ② 破産等により事業の継続が困難となった場合。
- ③ 8（1）に該当することが判明した場合のほか、法令等の社会的規範を遵守していない場合。
- ④ その他当事業の趣旨にそぐわない行為又は品位を損なう行為であると知事が認める場合。

(3) 留意事項

- ① 出展者の展示については、原則、本県で用意する什器（幅120cm、奥行き60cm、高さ100cm程度を予定。）の上でのみで行うものとする。本県で用意する什器、出展者パネルのデザイン等については、奈良県ブース全体の調和の関係上、出展者の希望に沿えない場合がある。また、奈良県ブースの調和を乱すような展示方法は行わないこと。
- ② 奈良県ブースの設えの関係上、試食及び試飲（熱を加える等の調理を必要とするものを含む）はできないものとする。
- ③ 出展者は、出展面積の一部又は全部を転貸、売買、譲渡等することはできない。また、本県の承認なしに、出展者以外の企業、団体、個人等が使用・展示することはできない。
- ④ 本県は、主催者の事情、天変地異その他やむを得ない事情が生じた場合は、奈良県ブースの全部又は一部の使用を中止又は変更することがあるが、これにより生じた出展者及び関係者の損害については補償しない。
- ⑤ 諸般の事情により当事業に関して発生するいかなる損害についても、本県に請求できないものとする。

(4) 本県事務局（申込書類提出先・問い合わせ先）

〒630-8031 奈良市柏木町129-1  
奈良県産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課  
「東京インターナショナル・ギフト・ショー奈良県ブース」事務局  
TEL：0742-33-0817（代）  
FAX：0742-34-6705

(5) 今後のスケジュール（予定）

|                         |                                      |
|-------------------------|--------------------------------------|
| 応募受付                    | 募集開始時から令和元年7月26日（金曜日）まで              |
| 二次審査（出展申込者によるプレゼンテーション） | 令和元年8月下旬<br>（後日、出展申込者に二次審査開催日を通知する。） |
| 出展者決定                   | 令和元年9月上旬～中旬                          |
| 説明会、カタログ、展示品ディスプレイ指導等   | 令和元年10月～展示会前日                        |
| 展示会                     | 令和2年2月5日（水曜日）～2月7日（金曜日）の3日間          |

以上